

ID: 324

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	長門市文化会館条例施行規則 第9条第1項ただし書		
例規番号	平成20年教育委員会規則第1号		
【根拠条文】			
(使用料の返還)			
第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。			
	事由	返還の率	
	(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなったとき。	既納使用料の全額	
	(2) 条例第9条第3号の規定により使用許可を取り消したとき。		
	(3) 取消申請書が使用日前30日までに提出されたとき。	既納使用料の80パーセントの額	
	(4) 取消申請書が使用日前7日までに提出されたとき。	既納使用料の50パーセントの額	
2 前項ただし書により使用料の返還を受けようとする者は、ラポールゆや使用料返還申請書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日